

給水装置工事主任技術者用チェックリスト

| | | | | |
|----------------------------|------------------------------------|-------|--|-----------------|
| 住 所 | | 申込No. | | 新設・改造・修繕・撤去・工事用 |
| 申請者氏名 | | 申請者氏名 | | |
| 確認項目 | 検査内容 | | | チェック |
| 位置図 | ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されているか。 | | | |
| | ・工事箇所が明記されているか。 | | | |
| 平面図及び立体図 | ・方位が記入されているか。 | | | |
| | ・建物の位置、構造が分かりやすく記入されているか。 | | | |
| | ・道路種別等付近の状況が分かりやすいか。 | | | |
| | ・隣接家屋等の境界が記入されているか。 | | | |
| | ・分岐部のオフセットが記入されているか。 | | | |
| | ・平面図と立体図が整合しているか。 | | | |
| | ・建物内及び地中部分の配管部分の明記されているか。 | | | |
| | ・各部の材料、口径及び延長が記入されているか。 | | | |
| | (1)給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されているか。 | | | |
| | (2)構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられているか。 | | | |
| (水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等対策の明記) | | | | |

現地検査

| 検査項目 | 検査内容 | チェック |
|------------------------------------|--|------|
| 分岐部工事段階検査・分岐部から宅地内止水栓等までの給水管及び給水用具 | ・正確に測定されているか。 | |
| | ・関係官公署、企業との調整が十分であるか。 | |
| | ・交通安全対策が万全であるか。 | |
| | ・配水管又は給水管以外の管から分岐されていないか。 | |
| | ・位置、口径、深さが適切であるか。 | |
| | ・直管部より分岐しているか。 | |
| | ・防食コアを装着しているか。 | |
| | ・クロスコネクションがないか。 | |
| | ・接合部(継手)及び他の分岐より30cm以上は慣れているか。 | |
| | ・配管材料が適合品(本町標準仕様)であるか。 | |
| | ・道路内及び宅地内の埋設深さが基準又は指示どおりであるか。 | |
| | ・道路内に配管する場合、横断は直角、縦断は官民境界に平行に布設されているか。 | |
| | ・配管の接続が適切であるか。 | |
| | ・管の防護、防振の処置が適切であるか。 | |
| | ・通水後の漏れがないか。 | |
| | ・分水止め等撤去の処置が適切であるか。 | |
| | ・分岐部オフセットが正確に測定されているか。 | |
| | ・提出する工事写真が整備されているか。 | |
| ・止水栓、メーターボックスが既設利用の場合、性能の確認をしたか。 | | |

| 検査項目 | 検査内容 | チェック | |
|------------|---|---|--|
| 給水管及び給水用具等 | 水道メーター メーター用 止水栓 | ・水道メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取り付けられていること。 | |
| | | ・正門または裏門付近など、常に検針、取り替えに支障がないこと。 (出入口付近で官民境界から2m以内) | |
| | | ・止水栓の操作に支障がないこと。既設利用で標準仕様でないものは使用者に承諾すること。 | |
| | | ・止水栓は、逆付け及び傾きがないか。 | |
| | | ・所定の深さが確保されているか。 | |
| | 給水管布設位置 | ・竣工図と整合すること。 | |
| | 筐・ます類 | ・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること(蓋の向き、副弁の操作) | |
| | 止水栓 | ・スピンドルの位置がボックスの中心にあるか。 | |
| | 配管 | ・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 | |
| | | ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直結連結されていないか。 | |
| | | ・配管の口径、経路、構造等が適切であるか。 | |
| | | ・水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための、適切な処置がなされているか。 | |
| | | ・逆流防止のための、給水用具の設置、吐水口空間の確保等なされているか。 | |
| | クロスコネクションがなされていないこと。 | | |
| 接合 | ・適切な接合が行われているか。 | | |
| 埋設深さ | ・所定の深さが確保されているか。 | | |
| 管種 | ・性能基準適合品の使用を確認したか。 | | |
| 給水用具 | ・性能基準適合品の使用を確認したか。 | | |
| 接続 | ・適切な接合が行われているか。 | | |
| 受水槽 | ・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。 | | |
| | ・水槽類の設置位置、構造、ポンプの種類が、図面に正確に記入されていること。 | | |
| | ・容量の確認をすること。 | | |
| | ・各種ポンプの制御装置が正常に作動すること。 | | |
| | ・逆流防止が適切に守られているか。 | | |
| | ・設備一次側の水圧及び流量が適切であるか。 | | |
| | ・維持管理が容易にできるか。 | | |
| 機能試験 | ・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認したか。 | | |
| 耐圧試験 | ・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどがなかったことを確認したか。 | | |
| 道路復旧工 | ・砂埋戻し、路盤、仮復旧工が良好であるか。 | | |
| | ・本復旧の施行が適切であるか。 | | |
| 工事写真 | ・基準の表4-15(公道部)、4-16(宅内部)のとおりとし、土被りや離隔がわかるよう撮影してあるか。 | | |
| その他 | ・検査時に目視確認が出来ないところは全て写真を撮り(給水装置の敷設状況、埋設深度、水圧試験結果等が明確かつ容易に判断できるもの)提出すること。 | | |
| | ・事前に指示・指摘のあった場合は、そのとおりに施行されていることを確認したか。 | | |

| 項目 | 判定基準 | チェック |
|--------------|--|------|
| 機能検査 | ・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認したか。 | |
| 残留塩素(遊離) | ・0.1mg/L以上(DPD法にて測定)あるか。 | |
| 臭気、味、色、濁り、異物 | ・観察により異常でないか。 | |

| | |
|---------|---|
| 主任技術者氏名 | ㊟ |
|---------|---|